指標

産業保健活動

常任理事・産業保健部長
生駒　一憲

指標のポイント

産業保健活動は北海道医師会での重要事業の一つであり、研修事業では、産業保健研修会のほか、産業医学基礎研修会、産業医学実践研修会、リフレッシュ研修、スキルアップ専門・実地研修が行われている。また、産業保健活動推進委員会を組織し、産業保健活動の充実に努めている。北海道産業保健活動推進協議会では、北海道産業保健総合支援センター、北海道労働局などの産業保健関連団体との連携を図っている。日本医師会産業保健委員会においては、働き方改革での産業医の重要性を鑑み、体制強化のため産業医の組織化が検討された。その答申に基づき、産業医組織化の具体策の一つとして、今年５月に全国医師会産業医部会連絡協議会が開催され、今後年１回の開催が予定されている。今後は、産業医組織化における産業医のスキルアップ、産業医への情報提供、相談対応、事業場斡旋、活動支援などの具体的内容が検討される予定である。

１．北海道医師会の産業保健活動

北海道医師会の専門部のひとつに産業保健部があり、ここには部長１名、副部長１名、部員１名が所属している。事務担当課は事業第三課である。産業保健部の事業項目は**表１**のとおりであるが、このうちの主なものについて述べたい。

表１．令和２年度産業保健部事業項目

１．産業保健活動の推進
（１）産業保健活動推進委員会の開催
（２）北海道産業保健活動推進協議会の開催
（３）郡市医師会産業保健活動への協力
（４）労働安全衛生コンサルタント会への支援と協力
（５）日本産業衛生学会北海道地方会への支援と協力
（６）産業医と精神科医等精神保健関係者との連携の推進

２．産業医研修事業の実施
（１）産業医学基礎研修会の開催
（２）産業医学実践研修会の開催
（３）北海道補助事業
　１）産業保健研修会の開催
（４）産業医学振興財団受託事業
　１）リフレッシュ研修の実施
　２）スキルアップ専門・実地研修の実施
（５）日本医師会認定産業医の登録と単位管理
（６）各種研修会等の情報提供

３．北海道労働局との連携・協力

４．北海道産業保健総合支援センターとの連携・協力

産業保健部の主要事業として産業保健研修会の開催がまず挙げられる（**表２**）。北海道の補助金を利用した当会主催の研修会で、日本医師会認定産業医を対象としたものである。令和元年度は北見市、帯広市、旭川市、札幌市で開催した。北海道は言うまでもなく広大であり、札幌市の人口は北海道の全人口の３分の１を超える。このため札幌圏以外の地方開催ではどうしても参加人数は限られる。しかしながら、地方の産業医にとっては貴重な研修の機会であり、参加数が少なくても十分開催意義のある研修会であると考えている。なお、令和２年度は新ひだか町、函館市、小樽市、札幌市、滝川市での開催が予定されている（**表３**）。研修会の研修内容は、法規の解説、職場の環境管理・作業管理と職業病、健康管理と健康づくり、産業医活動の実際、などがテーマとなっている。講師はその地域の労働基準監督署から派遣していただくとともに、後述する産業保健活動推進委員会の委員に依頼し、最新の産業保健分野の動向を含めて講演いただいている。その他、これから産業医資格を取得する先生のための産業医学基礎研修会（前期と後期）、生涯研修単位または基礎研修単位の実地６単位が取得できる産業医学実践研修会がある。後者は年１回の開催で、実地単位の取得機会が多いとは言えない状況の中、毎回多数の参加をいただいている。ただし、この研修会はグループ討論が主となっているため、今年度は新型コロナウイルス感染予防の観点から中止となった。産業医学振興財団からの受託事業では、リフレッシュ研修、スキルアップ専門・実地研修があり、開催を郡市医師会に委託している。令和元年度は札幌市、小樽市、旭川市、帯広市、滝川市、室蘭市、釧路市、寿都町で開催された（苫小牧市は新型コロナウイルス感染拡大のため中止）。令和２年度は、札幌市、滝川市、旭川市、寿都町、室蘭市、苫小牧市において開催予定である。

当会では、産業保健活動の円滑かつ効果的な運営のため産業保健活動推進委員会を組織し、通常年１回の委員会を開催している。委員の構成は、産業保健を専門とされる先生方13名と北海道医師会の４名である。このうち６名は精神保健にも精通されている先生であるが、昨今の産業保健におけるメンタルヘルスの重要性から、当会の産業医活動において特に重要な役割を担っていただいている。また、産業保健の分野ではないが、全国健康保険協会北海道支部から依頼される精神科領域のテーマについての講師も務めていただいている。

一方、道内の産業保健を推進するために、北海道産業保健活動推進協議会が組織されている。この協議会は、北海道労働局、北海道、北海道労働基準協会連合会、北海道医師会、北海道産業保健総合支援センター、その他の関連労働衛生団体からの委員と学識経験者で構成されており、総勢24名である。会長は北海道産業保健総合支援センター所長、副会長は北海道労働局労働基準部長と北海道医師会副会長で事務局は当会にある。労働局から産業保健に関する行政の最新動向について報告があり、また、産業保健総合支援センターの活動状況を詳しく知ることができるので、当会も含めて関連団体の意思疎通に大きな役割を果たしている。

表２．令和元年度産業保健各種研修会

種　別	開催日	開催地【実施医師会名】
産業保健研修会	８月30日（金）	ホテル黒部（北見市）
	９月20日（金）	北海道ホテル（帯広市）
	11月 7日（木）	アートホテル旭川（旭川市）
	11月23日（土・祝）	かでる２・７（札幌市）
産業医学基礎研修会（前期）	12月 7日（土） 12月 8日（日）	北海道医師会館（札幌市）
産業医学基礎研修会（後期）	10月26日（土） 10月27日（日）	北海道医師会館（札幌市）
産業医学実践研修会	８月18日（日）	札幌グランドホテル（札幌市）
リフレッシュ研修、スキルアップ専門・実地研修	８月 9日（金）	札幌市医師会館【札幌市医師会】
	10月 1日（火）	小樽市医師会館【小樽市医師会】
	10月19日（土）	富良野広域連合環境衛生センター 富良野市ぶどう果樹研究所ふらのワイン工場 【旭川市医師会】
	10月26日（土）	日本甜菜製糖㈱【帯広市医師会】
	11月 1日（金）	ホテルスエヒロ【滝川市医師会】
	令和2年 １月31日（金）	室蘭・登別保健センター【室蘭市医師会】
	令和2年 ２月 1日（土）	釧路市生涯学習センター【釧路市医師会】
	令和2年 ２月 6日（木）	寿都診療所【寿都医師会】
	令和２年２月27日（木） 苫小牧市医師会主催分は新型コロナウイルスの影響により中止	

表３．令和２年度産業保健各種研修会（北海道医師会開催分）

種　別	開催日	場　所
産業保健研修会	９月11日（金）	静内エクリプスホテル（新ひだか町）
	９月18日（金）	ホテル函館ロイヤル（函館市）
	10月 8日（木）	小樽市民センター マリンホール（小樽市）
	10月24日（土）	かでる２・７（札幌市）
	11月19日（木）	ホテル三浦華園（滝川市）
産業医学基礎研修会（前期）	12月12日（土） 12月13日（日）	北海道医師会館（札幌市）
産業医学基礎研修会（後期）	令和３年 ２月 6日（土） ２月 7日（日）	北海道医師会館（札幌市）

※例年開催している産業医学実践研修会は、新型コロナウイルスの影響により中止

２．日本医師会産業保健委員会

北海道医師会直接の活動ではないが、私は北海道ブロックの推薦枠で日本医師会産業保健委員会委員を務めているので、これについても触れたい。委員の任期は他の委員会と同様２年で、直近では、平成30年度～令和元年度の２年間で、８回の委員会が開催された。委員はブロック推薦と会長推薦を合わせて18名であり、他にオブザーバーとして、日本医師会担当役員と厚生労働省労働衛生課、労働者健康安全機構、産業医学振興財団から出席がある。この委員会では会長諮問に対して検討し、答申を提出しているが、上記期間における会長諮問は「産業医の組織化に向けた具体的方策について－産業医のスキルアップと活動支援－」であった。この諮問の背景には、働き方改革関連法案で産業医・産業保健機能の拡大や労働時間に関する制度の見直しがされたことがある。このため、産業医の役割が増大し、また、業務の多様化・高度化が求められ、産業医活動の重要性は増している。このため、各地域で事業者からの要請にしっかりと対応できる産業医の体制づくりが重要であり、上記の諮問が行われた。

この諮問に対して、まず、産業医契約のモデル文書が作成された。この文書を参考にして、産業医活動が正当に評価される契約が事業者と行われることが望まれる。また、日本医師会認定産業医倫理綱領の改訂が行われた。これは1988年から改訂されておらず、現状にそぐわない部分があったためである。そして、肝心の産業医組織化の内容であるが、産業医のスキルアップ、産業医への情報提供、相談対応、事業場斡旋、活動支援などの事業が必要であるとの結論に至った。このうち、活動支援では、産業医斡旋業者とのモデル事業が進行中であるが、事業すべてに渡って具体的な内容は今後の委員会で検討していく予定である。委員会での検討結果は、令和元年10月２日の中間答申を経て、令和２年５月15日に答申が行われた。

この答申に基づき、産業医の組織化の具体策の一つとして、令和２年５月31日（日）に全国医師会産業医部会連絡協議会が開催された。新型コロナウイルスの影響で、日本医師会小講堂とつないだテレビ会議となった。主催は日本医師会と日本産業衛生学会の２団体、後援は厚生労働省、労働者健康安全機構、産業医科大学、産業医学振興財団、中央労働災害防止協会の５団体で、都道府県産業保健担当理事や各地の産業保健関係者290名が参加した（詳しくは本誌９月号に掲載）。今後この連絡協議会は年１回行われる予定であるが、産業医組織化の軸となる会として発展することが望まれる。

なお、答申の詳細は、http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20200527_5.pdfを参照いただきたい。

医の倫理綱領

日本医師会

医学および医療は、病める人の治療はもとより、
人びとの健康の維持もしくは増進を図るもので、
医師は責任の重大性を認識し、
人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

1. 医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
2. 医師はこの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
3. 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
4. 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
5. 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。
6. 医師は医業にあたって営利を目的としない。